

放送倫理・番組向上機構

放送人権委員会 御中

2013年12月24日

朝日放送株式会社

放送人権委員会決定後の取り組みについて

当社が2012年2月6日に放送した「ABCニュース」における「大阪市長選関連報道」への申し立てに対する、2013年10月1日付けの放送倫理・番組向上機構 放送人権委員会決定第51号を受けまして、当社は以下の対応と取り組みを行っておりますのでご報告いたします。

1 委員会決定後の対応

10月1日付けの放送人権委員会決定51号は当社が2012年2月6日に放送したABCニュースについて「放送倫理上重大な問題あり」とする勧告を決定しました。この通知を受け、当社は以下の広報コメントを発表しました。

市議員に寄せられた内部告発は、選挙の公正に関わる内容で、これを受けて市当局も調査に乗り出すことになりました。

この問題は民主主義の根幹に関わることであり、これを速報することはメディアの責務と考えます。その後、朝日放送は内部告発が捏造と判明するまでの過程も丁寧に報道しました。在阪の多くのメディアもこの問題を報道しています。

ただ、朝日放送の最初のニュースの中で、表現方法など行き過ぎた面があったことについては、決定内容を真摯に受け止め、今後の報道にいかしてまいります。

また委員会決定の内容は当社の広報コメントと合わせて当日夕方の「キャスト」(関西ローカル)で「朝日放送の交通労組報道 BPO “放送倫理上重大な問題”」のタイトルで報道しております。翌朝のANNニュース(全国ネット)でも「BPOが朝日放送に勧告 放送倫理上重大な問題」のタイトルで報道しました。11月2日の「マンスリーABC」(関西ローカル)でも「ABCの大阪交通労組報道～BPO『放送倫理上重大な問題』と勧告」のタイトルで放送しました。

2 社内での周知、勉強会

当社が設置している制作、報道、スポーツ、編成等現業部門を中心とした社内横断的な「放送番組検討委員会」が10月7日に開催され、決定内容の詳細や趣旨等を報告し、その場で全社への周知徹底を確認しました。また10月11日に開催された第599回朝日放送番

組審議会で決定内容を報告し、その中で指摘された問題点などにつきまして、当社出席者と審議委員との間で意見交換を行いました。

さらに、BPO決定を受けた社内勉強会である「報道問題勉強会」を11月18日に開きました。この勉強会には報道局を中心に社内関係各部署から約40人が出席し、通知の内容、当該ニュースの放送に関する当社の対応の問題点やその再発防止策について、意見を交わしました。

11月26日には放送人権委員会の三宅委員長と曾我部委員をお招きして当社との勉強会を開きました。この勉強会には報道局などから約50人が出席し、三宅委員長から決定内容の解説をしていただき、曾我部委員からは最近の「疑惑報道」の裁判例について解説していただきました。そのうえで委員と出席者との間で闊達な質疑応答を行い今回の委員会決定についての理解を深めました。

3 再発防止に向けた取り組み

当社では回収リストが捏造と判明した時点で、2月6日の当該ニュースについて取材から放送にいたる過程をつぶさに検証し、問題点の洗い出しを行いました。また、委員会決定が通知された後に、決定文の内容を十分に検討しました。その結果、反省点として以下のポイントをあげました。

< 労組側のカウンターコメントがなかった >

(正確には、担当記者は労組のコメントをとる努力はしたものの、労組側と連絡がとれなかったため昼ニュースには入らず、夕方ニュースからは労組のコメントを入れました)

< 表現が過剰であった >

当該ニュースでは「疑い」という表現を使い「疑惑報道」の趣旨でしたが、内部告発者の「やくざといってもいい団体」という発言をそのまま引用するなど、視聴者に「疑惑」を超えた、「確定的な事実」としても印象を強く与える放送となっていました。

さらにこの に陥った要因として、

< 取材・放送の過程で部内での情報共有が不十分であった >

担当記者がリストについての情報を入手し、取材をすすめることになりましたが、一部デスクには事前に情報が報告されていたものの、当日昼ニュース担当デスクにこの情報が伝えられたのは当日であり、担当部長もこの情報について、放送当日まで詳細を把握していなかったなど、重要な案件に対する部内での情報共有が不十分でした。

これらの反省点を教訓とし、疑惑報道など、特定な個人や団体にとってネガティブな情報を報道する際に、その対象者のカウンターコメントは必須であること。たとえスクープであっても、表現は節度を保ち、「疑惑」であるならば視聴者があくまで「事実としては確定

していない」と認識できるような表現にとどめるよう配慮する。さらに重要な取材内容については、担当記者、担当デスク、担当部長でその取材が尽くされているのか？表現方法は妥当か？について議論、検討したうえで、放送対応に臨むという手続きが必要であるということを確認し、報道に携わる全スタッフに周知しました。今回の委員会決定後も社内勉強会などの中で、これらの反省点をあらためて確認しました。

さらに先に述べました社内勉強会(11月18日)では報道局幹部によるレクチャーもあわせて行われました。その中でテレビの報道番組に対する判断基準として「映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に関わる情報の内容全体から受ける印象を総合的に考慮して判断すべき」という最高裁判例を紹介し、テレビ報道においては取材・編集・放送の過程で「放送内容全体から受ける印象」について常に考慮する必要があることを確認しました。同時に、今回のような内部告発型ニュースを扱う場合の心構えや「告発モノ資料の裏付けならびにその入手ルートに最大限に注意すること」等を具体的に周知しました。

またBPO決定でご指摘のあった「主要な事実が真実に反すると判明した場合の対応」についてはその段階で「真実に反すると判明した事実」を丁寧に報道する。その際は、初報が視聴者にどのような印象を与えたのかを踏まえた上で、その印象を払拭できるような表現に最大限努力することを確認しました。

4 結び

今回当社が放送した「大交労組関連」のニュースについて、BPOの放送人権委員会は、「公共性・公益性」は認められたものの「申立人の社会的信用・評価を低下させるもの」とであると判断しました。そのうえで「疑惑を真実であるかのように断定的に報じ」「『やくざ』という強い表現で論評した」「申立人への取材がなかった」として「事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とうたう民放連の報道指針に反するものだと結論付け、放送倫理上重大な問題があったとの「勧告」決定を出しました。

朝日放送は、この勧告を真摯に受け止め、国民の知る権利に応えるべく、今後とも社会正義実現のための報道活動に全力をあげて取り組む方針です。

以上、委員会決定通知後の朝日放送の取り組みについてご報告いたしました。